



社会保険労務士法人 いとうADR人事労務便り

連絡先：〒277-0005
千葉県柏市柏 3-2-16 コンフォート柏 102
電話：04-7100-1811 FAX：04-7100-1821
e-mail：e-ito@ito-office.info

マイナンバーカードの健康保険証利用受付が始まりました

2021年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できることになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようなものです。

◆メリットは？

- ① 就職・転職・引越をして健康保険証としてずっと使える
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる(2021年分確定申告から)
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる

◆使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカ

ードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が12桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

◆事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード+数字4桁の暗証番号(パスワード)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはPC+ICカードリーダー)
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動画が公開されることになっているようですが、8月12日現在では「準備中」の表示になっています。

【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証と

して利用できるようになります!】

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyoutop.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFKSu2lo1gTxnuV_FgR2RAto
台風や秋雨前線の影響に要注意! 早めに防災対策を講じておきましょう!

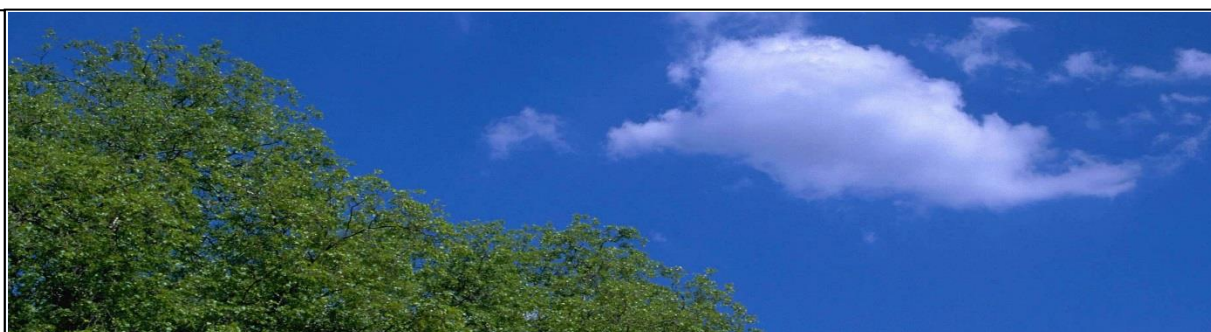
◆防災対策の見直しは8月中旬に!

備蓄等の防災対策はできていますか?

例年、9月は台風に加えて秋雨前線などの影響で雨量が増加する時期であり、土砂災害や河川の増水などに注意が必要です。今夏の大雨による被害も念頭に、8月中旬に、改めて自社の防災対策について見直しておきたいものです。

◆企業が備蓄すべき物資

企業における防災対策の1つの目安として、東京都では、災害時に従業員が施設に留まることができるよう、雇用の形態を問わず事業所内で勤務する全従業員について、3日分の水、食料、その他の必要物資(ヘルメット、毛布、ビニールシート、簡易



トイレ、衛生用品、医療薬品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等)の備蓄を行うことが努力義務とされています。

都条例によると、水は1人当たり1日3リットル(計9リットル)、食料(アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺等)は1人当たり1日3食(計9食)分を用意する必要がありますから、これを保管しておくスペースを確保しておく必要もあります。その際、備蓄品が障害物となるなど消防法等に違反することのないよう、注意しなければなりません。また、企業が所在する場所によっては、たとえば浸水などにより必要な時に使うことができなかつたということのないよう、備蓄品の保管場所の分散も検討しましょう。

◆新型コロナウイルス対策のための「+α」

加えて今年は、特に新型コロナウイルス対策への準備も必要です。十分な量のマスクやアルコール消毒液、体温計を、備蓄品にセットしておきたいものです。すでに備えをしているという企業でも、見落としがちなポイントですから、改めて自社の備蓄品を確認してみてください。

9月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

新型コロナウイルスへの感染が労災にあたるとした申請が5/14までですが39件あり、すでに何件か認定されました。

ウイルス感染は感染経路の特定が重視されますが厚労省は感染リスクの高い医療従事者の場合に、感染が業務外と明らかな場合を除き、原則、労災と認めることにし

ています。厚労省は感染した場合は労災申請するよう病院などに協力を要請したと明らかにしました。またスーパーのレジ担当の人も不特定多数との接する仕事なので柔軟に労災の認定をする方針を示しています。

夫の産休制度が創設されま

す。政府は男性の育児参加を促すため妻の出産直後の夫を対象とした新たな休業制度を創設する方針を固めました。

協会けんぽでは、毎年度、被扶養者となっている人が現在もその状況にあるか確認する被扶養者資格の再確認を実施しています。

協会けんぽより、10月上旬から事業所に確認書類が送付されますので、確認結果を記入し返送します。

- ・被保険者と別居している被扶養者
- ・海外在住の被扶養者の場合に確認書類が必要で

ご不明な点等ございましたら当事務所までお問合せください。

厳しい暑さが続いております。お体ご自愛ください。